



太宰府市で創業をお考えの方に朗報です!

太宰府市商工会

創業補助金

これから創業する方、または創業して間もない方が
事業を継続するために使用する費用の一部を補助します!

補助額

上限 **30** 万円 (対象経費の 3/4 を補助)

公募開始

2025年8月1日(金) ~ 2025年12月26日(金)

※随時受付いたしますが、予算の範囲を上回った際には、締切を早める場合があります

事業期間

交付決定後 ~ 2026年1月31日(土)

※交付決定日以降に発注し対象期間中に納品、支払が完了する必要があります

対象者
(概要)

【以下の①~③すべてに該当している方】

- ① 創業の時期 → 事業期間内に創業される方、もしくは創業から2年以内の中小企業者
- ② 商工会の支援 → 創業支援を受けている方、または事業期間内に創業支援を受けられる方
- ③ 所在地要件 → 太宰府市に事業所がある方、または事業期間内に太宰府市内に設置する方
(上記は概要になります。詳細は裏面及び補助金交付規程でご確認ください。)

※現在、商工会へ加入されていない方も応募できます!

活用例

- 集客のための広報費(看板、チラシ、HP制作等)
- 業務に必要な設備(厨房機器、PC、3Dプリンター等)
- 外注費(店舗内装、トイレの改装、駐車場整備等)

■お問合せ先: 太宰府市商工会

■住所: 太宰府市観世音寺 1-2-1

■TEL: 092-922-4345

対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 創業日より2年以内、又は令和8年1月末までに太宰府市内で事業を開始する個人・及び法人（但し、中小業企業者に限る）
- (2) 事業終了日までに、太宰府市内に営業を行う営業所がある者（法人の本店所在地が太宰府市にあっても営業所在地ない場合は対象としない）

(2)太宰府市税の滞納がないこと。

- (3)太宰府市が発行する「特定創業支援事業を受けたことの証明書」（※注釈1）を所得した者。もしくは、事業期間終了までに「特定創業支援事業を受けたことの証明書」を取得する予定の者

注釈1:上記の証明書は太宰府市商工会で開催された「創業塾」または「ワンストップ個別経営指導」の終了証書をもつ方が太宰府市に証明書の発行を依頼する事で取得できる。

(4)商工会指導のもと、補助事業を令和8年1月末までに完了することができる方。

(5)この補助金を活用した事がない方。

(6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っていないこと。

(7)暴力団などとの関係がないこと。

申請から交付までの流れ

①申請

申請者は、補助金申請書を作成し商工会へ申請

②審査

商工会は、書類チェック後、審査会にて審査

③決定

審査後、採択者には、交付決定通知書が送付されます

④事業実施

申請内容で事業実施→1月31日までに事業完了。

⑤報告

採択者は、事業報告書を提出。（審査会で内容審査）

⑥補助金交付

補助金額が確定。商工会より補助金額を振込
(3月上旬頃を予定)

申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書一式
- ② 事業所所在地の確認ができるもの（法人は、履歴全部事項証明書）
- ③ 開業届の写し（法人については履歴全部事項証明書）
- ④ 市税に滞納のないことの証明書
- ⑤ 太宰府市が発行する「特定創業支援事業をうけたことの証明書」
- ⑥ その他商工会長が必要と認める書類

詳しい内容は、太宰府市商工会までお問合せください。